

(不動産登記令の一部改正)

第二条 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

別表の三十三の項中「第二十二条前段」を「第二十二条第一項前段」に、「同条後段の書面」を「同項後段の書面又は同条第二項の電磁的記録」に改め、「同条第三項の書面」の下に「又は同条第四項の電磁的記録」を加え、同表の三十八の項中「第二十二条前段」を「第二十二条第一項前段」に、「同条後段の書面」を「同項後段の書面又は同条第二項の電磁的記録」に改め、「同項前段の書面」の下に「又は同条第三項の電磁的記録」を加え、「第五十二条」を「第五十二条第一項」に、「同条の書面」を「同項の書面又は同条第二項の電磁的記録」に改め、「同条第三項の書面」の下に「又は同条第四項の電磁的記録」を加える。

附則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第三十五条、第四十四条及び第五十八条の規定の施行の日(令和四年五月十八日)から施行する。

法務大臣 古川 禎久  
内閣総理大臣 岸田 文雄

令和四年三月十六日の地震による福島県相馬郡新地町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第八十三号

令和四年三月十六日の地震による福島県相馬郡新地町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和四年三月十六日の地震による災害で、福島県相馬郡新地町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
総務大臣 金子 恭之  
財務大臣 鈴木 俊一  
農林水産大臣 金子原二郎

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第八十四号

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十二号)附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月一日とする。

文部科学大臣 末松 信介  
内閣総理大臣 岸田 文雄

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第八十五号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十一条第五項第二号イ(同法第一百零二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条の四の次に次の一条を加える。  
(自動公衆送信された著作物等を公に伝達する場合の表示の大きさ)

第一条の五 法第三十一条第五項第二号イ(法第一百零二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める表示の大きさは、自動公衆送信された著作物等(法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。)を受信装置を用いて当該受信装置の映像面に表示する場合における当該映像面(受信装置に接続した投影機により投影用スクリーンその他の平面に投影して表示する場合にあつては、当該平面上の投影面)の対角線のうちいづれか長い方の長さが二百五十四センチメートルであるものとする。

附則

この政令は、著作権法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和四年五月一日)から施行する。

文部科学大臣 末松 信介  
内閣総理大臣 岸田 文雄